

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例  
の認定申請等に係る手引

令和2年2月3日

和歌山県

循環型社会推進課

073-441-2692

## ○ 目 次

1	二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例とは	1
2	定義	1
3	手続の区分	1
4	認定の区域	2
5	申請書等の提出先	2
6	申請書等の様式及び添付書類	2
7	提出部数	2
8	申請手数料	2
9	届出等の提出期限	2
表1	一体的な経営を行う者であることの基準	3
表2	適正な処理を行うことができる事業者であることの基準	3
表3	変更の認定を要しない軽微な変更	4
表4-1	認定申請等に係る添付書類	5
表4-2	事業計画に記載すべき内容	7
表5	他の都道府県において変更の認定を受けた場合等の和歌山県に通知すべき事項	8

## ○ 様式集

- ・ 特例認定申請書（様式第5号の2）
- ・ 資金計画及び誓約書（様式第5号の3）
- ・ 特例認定変更申請書（様式第5号の4）
- ・ 特例認定変更（廃止）届出書（様式第5号の5）
- ・ 特例認定報告書（様式第5号の7）

### (参考様式)

- 1 他の都道府県における変更等に係る通知書
- 2 処分に係る施設一覧

- 3 積替え又は保管に係る保管場所一覧
- 4 運搬施設一覧
- 5 運搬車両の写真
- 6 容器の写真
- 7 車両の使用権原に関する証明書

### 1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例とは

二以上の事業者（いわゆる親子会社）が、「一体的な経営を行うものであることの基準」（表1参照）及び「適正な処理を行うことができる事業者であることの基準」（表2参照）に適合することについて、都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けずに、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができる制度です。

### 2 手引における用語の定義

用語	定義
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
親会社	施行規則第8条の38の2に規定する「二以上の事業者のいずれか一の事業者」をいう。
子会社	施行規則第8条の38の2に規定する「他のすべての事業者」をいう。
処理を行う事業者	施行規則第8条の38の5第2項第2号に規定する事業者をいう。 （親会社及び子会社のうち、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者）
執行役員	施行規則第8条の38の5第4項第5項の規定する役員 （子会社の役員として業務を執行する親会社の役員又は職員）
都道府県	都道府県及び法第24条の2に規定する政令で定める市（和歌山県内では、和歌山市）

### 3 手続の区分

新規の認定申請	新たに認定を受けようとするとき
変更の認定申請	認定申請書に記載した内容に変更があるとき（施行規則第8の38の7に定める軽微な変更（表3参照）を除く。）
変更の届出	施行規則第8の38の7に定める軽微な変更をしたとき
廃止の届出	認定に係る収集、運搬、処分又は再生の全部又は一部を廃止したとき
実績報告	認定を受けた者は、共同して、毎年6月30日までに前年度（3月31日以前の1年間）の産業廃棄物の処理について報告が必要です。
他の都道府県における変更等に係る通知	他の都道府県において、変更の認定を受けた場合、変更又は廃止の届出を行った場合であって、当該変更又は廃止について和歌山県に申請又は届出を行わない場合は、和歌山県への通知が必要です。

### 4 認定の区域

和歌山県知事の認定に係る区域の範囲は、和歌山県内（和歌山市を除く。）です。

ただし、和歌山県（和歌山市を除く。）と和歌山市の両方で産業廃棄物の収集又は運搬（和歌山市において積替え又は保管を行わない）を行う場合は、当該和歌山市における収集又は運搬については、和歌山県知事の認定によることができます（和歌山市のみにおいて収集又は運搬を行う場合及び和歌山市における積替えを含む収集又は運搬については、和歌山市長の所管となります。）。

5 申請書等の提出先

県庁循環型社会推進課（和歌山市小松原通1-1）

※ 認定に係る二以上の事業者が、共同して、提出してください。

※ 申請書及び届出書は、持参により提出してください。（郵送不可）

※ 実績報告書及び変更等に係る通知は、持参又は郵送により提出してください。

6 申請書の様式等

区分	申請書又は届出書の様式	添付書類
新規の認定申請	認定申請書（様式第5号の2）	表4に掲げる書類
変更の認定申請	認定変更申請書（様式第5号の4）	表4に掲げる書類のうち、変更に係るもの
変更の届出	認定変更届出書（様式第5号の5）	
廃止の届出	認定廃止届出書（様式第5号の5）	一部廃止の場合は、表4に掲げる書類のうち、廃止の内容が分かるもの 全部廃止の場合は、認定証
実績報告	特例認定報告書（様式第5号の7）	-
他の都道府県における変更等に係る通知	任意の様式 （通知すべき事項は、表5のとおり。 様式集に参考様式があります。）	変更又は廃止の内容が分かるもの

7 提出部数

1部（控えが必要な場合は、別途ご用意下さい。）

8 申請手数料（申請書の手数料欄に和歌山県証紙を貼付してください。）

- ・ 新規の認定申請 147,000円
- ・ 変更の認定申請 134,000円

9 届出等の提出期限

変更の届出、 廃止の届出	変更又は廃止の日から10日以内（ただし、登記事項証明書の添付が必要な場合にあつては、30日以内）
実績報告	前年度（3月31日以前の1年間）の実績について毎年6月30日まで
他の都道府県における変更等に係る通知	他の都道府県における認定又は届出の後遅滞なく

表1 一体的な経営を行うものであることの基準（施行規則第8条の38の2）

<p>二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。</p> <p>二 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総額、出資口数の総額又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。</p> <p>ロ その役員（第2条第7号ニ規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員（これに準ずる者を含む。第8条の38の5第2項第4号及び第4項第5号において同じ。）として派遣していること。</p> <p>ハ 当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であつて、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。</p>
---

表2 適正な処理を行うことができる事業者であることの基準（施行規則第8条の38の3）

<p>一 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下この条から第8条の38の11までにおいて同じ。）に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。</p> <p>二 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。</p> <p>三 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。</p> <p>四 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。</p> <p>五 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。</p> <p>六 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>七 法第14条第5項第2号イからニまで及びへのいずれにも該当しないこと。</p> <p>八 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から5年を経過しない者に該当しないこと。</p> <p>九 次に掲げる基準に適合する施設を有すること。</p> <p>イ 当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。</p> <p>(2) 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>ロ 当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。</p> <p>(1) 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設にあつては、法第15条第1項の許可（法第15条の2の6第1項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。</p> <p>(3) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p> <p>十 その他環境大臣が定める基準に適合していること。</p>
---

表3 変更の認定を要しない軽微な変更（施行規則第8の38の7）

法第12条の7第7項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 第8条の38の5第1項第1号に掲げる事項に係る変更（第8条の38の2第1号又は第2号イに該当しないこととなる場合に限る。）
- (2) 第8条の38の5第2項第3号又は第4号に掲げる事項に係る変更（第4号に掲げる事項に係る変更にあつては第8条の38の2第1号及び第2号ロに該当しないこととなる場合に限る。）
- (3) 第8条の38の5第3項各号に掲げる事項に係る変更
- (4) 第8条の38の5第4項第1号イ、ハ、ニからへまで又は又に掲げる事項に係る変更（ハに掲げる事項に係る変更にあつては当該処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状、ニに掲げる事項に係る変更にあつては当該収集又は運搬の用に供する施設の種類、へに掲げる事項に係る変更にあつては(1)から(3)までの変更に限る。）

表4-1 認定申請に係る添付書類

1	事業計画書（表4-2に掲げる内容を含むもの）
2	定款又は寄付行為及び登記事項証明書（施行規則第8条の38の2第2号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。）※1
3	親会社以外の全ての事業者に係る株主名簿（これに準ずるものを含む。）
4	処理を行う事業者に係る次に掲げる書類（施行規則第8条の38の3第5号から第8号までに適合することを示すもの）
イ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うに足りる技術的能力を説明する書類※2
ロ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第5号の4）
ハ	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ※3
ニ	法第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約する書面（様式第5号の4）
ホ	法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し※4及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）以下、同じ。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類※5
ヘ	役員の住民票の写し※4及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類※5
ト	施行令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し※4及び法第14条第5項第2号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類※5
5	親会社の役員又は職員であって、子会社の業務を執行する役員として派遣されているものの氏名及び住所並びに子会社に派遣されていることを示す書類
6	産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設について許可を受けていることを証する書類
7	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図その他の当該施設が第8条の38の3第9号に規定する基準に適合したものであることを示す書類※6
8	申請者が当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
9	施行規則第8条の38の2第二号ハの基準（親会社と子会社は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと）に適合したものであることを示す書類
10	その他環境大臣が定める書類

備考

※1 法人の登記事項証明書の種類は、履歴事項全部証明書とする。

※2 下表の区分に応じた許可証の写し（許可の期限が有効なもの。都道府県は問わない。）又は修了証の写し（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する産業廃棄物処理業者の許可申請に関する講習会の修了証であって、申請日の前日から起算して過去5年以内のもの。新規の認定申請にあつては、新規講習会の修了証に限る（ただし、他の都道府県において既に当該区分に係る認定を受けている場合は、この限りではない。）。）とする。

区分	許可証の種類	修了証の種類
産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合	産業廃棄物収集運搬業許可証又は特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	産業廃棄物の収集・運搬課程又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
産業廃棄物の処分を行う場合	産業廃棄物処分業許可証又は特別管理産業廃棄物処分業許可証	産業廃棄物の処分課程又は特別管理産業廃棄物の処分課程
特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程
特別管理産業廃棄物の処分を行う場合	特別管理産業廃棄物処分業許可証	特別管理産業廃棄物の処分課程

※3 税務署が発行する納税証明書（その1）とする。直前の事業年度において債務超過が生じている場合又は直前3年間に於いて利益を計上できていない場合（過去3年間の経常利益を平均して得た額が0円以下の場合）は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確にかつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類（原因及びその対策を含む改善計画を記載したもの。任意様式）を添付してください。

※4 住民票の写しについては、①本籍地（外国人の場合は、国籍又は地域）が省略されていないもの、②続柄、マイナンバー（個人番号）及び住民票コードが記載されていないものとする。

※5 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とする。ただし、成年被後見人又は被保佐人に該当することにより当該登記事項証明書を提出できない場合は、当該審査をするために必要と認められる書類を個別に判断するので、事前にご相談下さい。

※6 次の書類を含む。

- ・ 処理を行う事業者ごとの施設一覧（処理施設にあつては、施設の種類、数量、処理する産業廃棄物の種類、処理方式、処理能力、設置場所及び設置年月日を記載したもの。保管場所にあつては、保管する産業廃棄物（又は再生品）の種類、保管面積及び保管上限、保管高さ、使用する容器、屋内・屋外の別及び所在地を記載したもの。運搬施設にあつては、種類（形状）、登録番号等、最大積載量、所有者（又は使用者）を記載したもの）
- ・ 施設（容器を含む。）の写真
- ・ 処分の用に供する施設にあつては処理能力計算書。保管の場所にあつては保管面積及び保管上限に係る計算根拠

（その他）公的機関が発行する証明書類は、3か月以内に交付されたものとする。また、原本を提示した場合は、複写したものを添付することができるものとする。

表4-2 事業計画に記載すべき内容

イ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容（処理を行う事業者ごとに記載すること）
ロ	最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（フロー図等。各工程の処理を行う事業者が分かるように記載すること。）
ハ	産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法
ニ	収集又は運搬を行う場合にあっては、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量
ホ	処分を行う場合にあっては、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量）、構造及び設備の概要
ヘ	積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項 (1) 所在地 (2) 面積 (3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (4) 保管上限（m <sup>3</sup> ） (5) 保管の高さ（屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。）
ト	産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
チ	産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る都道府県名及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）
リ	次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量又は熱量 (1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの数量 (2) 処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量 (3) 再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの数量 (4) 熱回収を行う場合にあっては当該熱回収により得ようとする熱量
ヌ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制
ル	産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容
ヲ	産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項
ワ	環境大臣が定める事項

表5 他の都道府県において変更の認定を受けた場合等の和歌山県に通知すべき事項

他の都道府県における手続の区分	和歌山県に通知すべき事項
変更の認定	(1) 変更の認定を受けた都道府県名及びその年月日 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更後の処理の開始予定年月日
変更の届出	(1) 届出書を提出した都道府県名及びその年月日 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更の年月日
廃止の届出	(1) 届出書を提出した都道府県名及びその年月日 (2) 廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲 (3) 廃止の理由 (4) 廃止の年月日

# 様式集

様式第五号の二（第八条の三十八の四関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 殿

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）

※ 事 務 処 理 欄

(第2面)

統括して管理する事業者		
(ふりがな) 名 称		
収集、運搬又は処分を行う事業者		
(ふりがな) 名 称		
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）		
申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合		
議決権を保有する一の事業者の名称		
他の全ての事業者の名称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合	
統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
	派遣先名称	派 遣 先 住 所
	派遣先役職	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者(統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株		出資の口数又は額	
	生年月日	保有する株式の数又は出資の口数若しくは出資の金額	本	籍
(ふりがな)氏名又は名称		割合	住	所

備考

- ※欄は記載しないこと。
- 「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

連絡先

名称  
部署名  
住所  
担当者の氏名  
電話番号

※手数料欄



様式第五号の三（第八条の三十八の五第五項関係）

（第1面）

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額 及びその資金の調達方法		
内訳	金額（千円）	
資金の総額		
土地		
事務所		
収集運搬車両		
積替保管施設		
処理施設		
調 達 方 法	自己資金	
	借入金	
	（借入先名）	
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

## 誓 約 書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の3第8号に適合する者であることを誓約します。

年 月 日

和歌山県知事 様

提出者

住 所

氏 名

代表者の氏名

電話番号

様式第五号の四（第八条の三十八の六関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書	
年 月 日	
和歌山県知事 殿	
申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号	
住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	年 月 日 第 号 （都道府県等名： 年 月 日 第 号）
認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の処理の開始予定年月日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「申請者」には、認定を受けた者（変更の認定を受けようとする者）のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

様式第五号の五（第八条の三十八の八、第八条の三十八の十関係）

（第1面）

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定 変更届出書  
 廃止 年 月 日

和歌山県知事 殿

申請者

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

住 所

名 称

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の

処理に係る特例の認定に係る以下の事項について 変更したので、廃棄物の処理及び清掃  
 廃止

に関する法律 第12条の7第9項 施行令第6条の7の2 の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更した事項（規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項を除く。）又は廃止した事項の内容		
変更した事項の内容（規則第8条の38の5第2項第4号に掲げる事項）		
（ふりがな）	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所
変更又は廃止の理由		

(第2面)

備考

- 1 この届出書は、変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）以内に提出すること。
- 2 「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
- 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連絡先

名 称

部署名

住 所

担当者の氏名

電話番号

(日本産業規格 A列4番)



## (第2面)

処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量		
産業廃棄物の種類	生じた量	
		t
		t
		t
合 計		t
再生品の種類ごとの数量		
再生品	生じた量	
		t
		t
		t
合 計		t
熱回収により得られた熱量		
熱回収の方法	熱量	計算方法
	kcal	
	kcal	
合 計		kcal
<p>（当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置</p>		
<p>備考</p> <p>1 翌年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>2 「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。</p> <p>3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>		
<p>連絡先</p> <p>名 称</p> <p>部署名</p> <p>住 所</p> <p>担当者の氏名</p> <p>電話番号</p>		

参考様式1

<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">通知者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">名 称</p> <p style="text-align: center;">代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">から変更の認定を受けた 他の都道府県知事 に変更の届出をした ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 に廃止の届出をした</p> <p style="text-align: center;">第 8 条の 38 の 6 第 3 項 行規則 第 8 条の 38 の 8 第 3 項 の規定により、関係書類及び図面を添えて通知します。 第 8 条の 38 の 10 第 3 項</p>	
<p>変更の認定を受けた（届出をした）都道府県名及びその年月日</p>	<p>都道府県名：</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>変更の内容（廃止にあつては、廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲）</p>	
<p>変更又は廃止の理由</p>	
<p>変更又は廃止の年月日（変更の認定を受けた場合にあっては、変更後の処理の開始予定年月日）</p>	<p>年 月 日</p>
<p>※ 事 務 処 理</p>	









運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	
側 面 写 真	
	撮影 年 月 日

参考様式 6

容器の写真

容器の名称		用途	

容器の名称		用途	

## 車両の使用権原に関する証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

(貸 主)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(借 主)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、借主が使用権原を有することを証明します。

### 記

1 車両番号

- 2 使用目的
- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集及び運搬を目的として、使用期間中継続して使用すること。
  - ② 借主又は借主の従業員が当該車両を運転すること。

3 使用期間

年 月 日 から

年 月 日 まで